

組合員
賛助会員 各位東京地方税理士会
データ通信協同組合
理事長 落合 俊彦

緊急事態宣言再延長への対応について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。日頃は達人システムをご利用下さり誠にありがとうございます。さて、8/2に政府が発令いたしました緊急事態宣言が、三度の延長となり、その期間が9月30日までとなりました。

これに伴い、現在行っております組合事務局の運営についても、緊急事態宣言が解除されるまで延長することにいたしましたので、お知らせいたします。

組合員・賛助会員の皆様には、ご理解・ご協力の程お願い申し上げます。大変ご迷惑をお掛けし誠に申し訳ありません。

記

1. 期間

令和3年7月26日(月)～同年9月30日(木)(状況により、延長される場合があります。)
(土・日・祝祭日は、お休みです。)

2. 対応内容(従来措置です。)

(1) 時短勤務の推奨

通勤時の密を避けるため、出勤する職員の就業時間を次の通りに変更いたします。

▶ 10:00～16:00まで (12:00～13:00は昼休憩です。)

(2) 在宅勤務の推奨

事務局職員の交替での在宅勤務を行います。

◆サポートセンターについて

サポートセンターは、FAX または、メールで受付することを前提に通常通り対応いたします。

お送りいただいた FAX、またはメールにより、担当者が電話にて折り返し対応いたします。

対応時間 9:00～17:00 (12:00～13:00は昼休憩です。)

FAX : 045-243-0568 ※同送のひな形をご利用下さい。

メール : dcstihou@cd.mbn.or.jp

3. 留意事項

・折返しのお電話は、携帯電話からとなります。この電話への直接連絡はできません。

・サポートフリーダイヤル(0120-22-0537)は、休止いたします。

・**お電話でのお問合せは、受付できない場合があります。**

・**消耗品・ソフトウェアの手配に時間が掛かる場合があります。**

4. 本件に関するお問合せ

本件に関するお問い合わせは、事務局 045-243-0561(代) 事務局長 土屋 芳夫

以上

東京地方税理士会データ通信協同組合 宛

FAX：045-243-0568

システムサポートをお願いします。

事務所名： _____

ご担当者名： _____

連絡番号： _____

メールでも受け付けております。

上記項目をご記載の上、以下メールアドレスにご連絡下さい。

dcstihou@cd.mbn.or.jp

(ディー・シー・エス・ティ・アイ・エイチ・オー・ユー

@シー・ディー、エム・ビー・エヌ、オー・アール、ジェイ・ピー)